

平成28年度滋賀県環境審議会「琵琶湖総合保全部会」(第1回)における主な意見

開催日：平成28年6月2日(木)

計画策定について

○田植え期の代掻きによる濁水が琵琶湖に流れ込んで漁にならない。大雨で河川が増水した時に流木ごみが発生する。冷水病が今年も発生してアユが大量死している。発生から約30年経過するが対策が十分でない。夏場はほとんどの川で瀬切れが起こる。このように琵琶湖や漁業を取り巻く課題は明らかであり、課題の議論をいつまでもやっているのではなく、山積している課題に対応できるよう、早期に琵琶湖保全再生計画の策定を進めるべき。

調査研究等(法第9条関係)

○今年の冬、琵琶湖の深呼吸が遅れていたが、京都大学生態学研究センターと県が協力しデータ交換等を行って調査した。今後も最先端の研究を琵琶湖で行い、県や関係機関と協力して調査研究を推進したい。

水質汚濁防止のための措置等(法第10条関係)

○水田の濁水が排水路から河川に流れて直接琵琶湖に流入しており、老朽化した用排水路の復旧工事の際、反復利用について検討が必要。

森林の整備・保全(法第11条関係)

- 木材価格の低迷やシカ・イノシシによる獣害の顕著化などにより、今ほど森林所有者が山離れを起こしたことはない。また、森林境界が明確でなく、森林整備が進まない。
- 森林整備により、森林が持つ水源涵養機能をはじめとした多面的機能を維持・発揮させていくことが特に重要。その他、間伐の推進と利用できる資源の循環利用も重要。
- 人工林は対策しているが、天然林の対策は行われていない。琵琶湖再生保全を進める上で、天然林や人工林をどうしていくのか両方の視点が必要。
- 拡大造林で急傾斜地など管理困難なところまで人工林となり、これをどうするかが課題の一つ。

環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業振興(法第17条関係)

- 農業については鳥獣害対策や農地の整備、担い手の育成などの施策が必要。また、魚の課題については水田も非常に関連のある場所と認識。
- 農村部は人口減と高齢化が著しく、農村の共同体としての機能が限界に来ている集落も数多くある。また、国では農地の集積化を進めようとしており、従来の農業・農村の姿・役割の維持が困難。
- 水源林から水田地域をへて琵琶湖まで流域一体となった対策が必要であり、水田が琵琶湖保全に果たす役割の重要性を再認識するとともに、農業の持続発展と活力ある農村に向けた対策が必要。

景観の整備・保全（法第 20 条関係）

○外国人は京都や奈良など古い景観を非常に好む。琵琶湖周辺にも同様の景観があり、例えば電柱のない景観を保全・再生することが魅力ある地域を作る上で重要。また、琵琶湖一周サイクリングが盛んだが、安全に回れる道路をうまく活用し、景観とマッチしながら楽しんでもらえるようになればいい。

教育の充実等（法第 21 条関係）

- 環境教育は、学校だけでなく大人も学ぶべき。琵琶湖周辺に多数ある企業に対し環境教育のフォローやPRを行うことにより、企業内に限らず家庭にも琵琶湖の保全再生に対する意識が一層広がる。
- 琵琶湖の価値や保全再生の必要性について県外や海外にPRすることにより、エコツーリズムなどで来県してもらえると滋賀県がより発展する。
- 例えば目の前にある川や田んぼにどうやって魚を戻せるのか、そういった思いを一つ一つ増やし、それが千、万と増えていく中で真ん中にある琵琶湖が変わっていく、というのが琵琶湖再生のイメージ。環境教育等により、みんなの価値観の中に琵琶湖がもっと日常的に入るようにできればいい。
- 琵琶湖の課題や現状が県民にあまり伝わってない。琵琶湖が国民的資産と位置づけられたということを全国や世界に発信し、そうすることにより県民の意識にも働きかけができるのではないかな。

多様な主体の協働（法第 22 条関係）

○団体や個人、行政が各々目的を持って活動しているが、地域の資源や人材、知見等が共有・連携できていない。その中でも、特に市民活動と企業とのつながりがまだ弱いという思いがあり、マザーレイクフォーラムにおいて今年度から少し力を入れて進めていきたい。